

令和5年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人筑波大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条の規定に基づき、令和5年度環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1. 令和5年度の経緯

令和5年度については、令和5年4月1日に国立大学法人筑波大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を制定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達状況は、物品等の調達については、別表「令和5年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」及び「令和5年度「公共建築物等木材利用促進法」及び「グリーン購入法」に基づく間伐材及び合法木材の利用に係る集計表」、公共工事については、別表「令和5年度特定調達品目（公共工事）調達実績取りまとめ表（集計表）」のとおりである。

（1）目標達成状況等

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を調達目標としていたところであるが、物品等の調達実績でコピー用紙については、目標に達しなかった。

（2）調達目標を達成できなかった理由等

調達目標を達成できなかった主な理由としては、カラーコピーのより良い発色のため白色度80%の用紙を使用するなど研究上の必要性から一部において基準を満足しない製品を入手したことによるものである。

3. その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達すること、ま

た、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。

物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

4. 令和5年度調達実績に関する評価

令和5年度の調達においては、概ね調達方針に定めた目標を達成したが、一部の品目については目標達成ができなかった。

令和6年度以降の調達においては、引き続きグリーン購入法の趣旨を徹底していくとともに、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。